

議案第 57 号

三田市の都市計画に関する基本的な方針の改定について

三田市の都市計画に関する基本的な方針を別冊のとおり改定するため、三田市議会の議決すべき事件等に関する条例（平成 24 年三田市条例第 37 号）第 2 条第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 5 日提出

三田市長 竹 内 英 昭